

■ □ 長浜市から転出される方へ □ ■

■ 転入届について

新しい住所にお住まいになった日から**14日以内**に新住所地の市区町村役所(役場)で**転出証明書**を添えて手続きをしてください。手続きが遅れると料に処せられる場合があります。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(住基カード)を使って転入される方については、転出証明書は発行されません。**転入先にカードを持参し、窓口で暗証番号を入力してください。**

■ マイナンバーカードについて

カードに新しい住所を記載しますので、転入手続の際にご持参ください。※代理で手続きするときは、委任状が必要な場合があります。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。

■ 転入届の詳しい手続きについては、新住所地の役所(役場)へお問い合わせください。

手続きの内容	長浜市での手続き	新住所地での手続き	連絡先(長浜市役所内) 市外局番(0749)
印鑑登録をしている方	転出予定日で印鑑登録はなくなります。 印鑑登録証(カード)は無効となります。	必要な場合は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。 各市区町村で手続き方法が異なりますので、窓口でおたずねください。	市民課 本庁1階 13番窓口 65-6511
マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	新住所地で継続利用申請を行うことにより引き続き有効なカードとしてお使いいただくことができます。転出予定日から30日を経過するまでに新住所地で手続きをしてください。 ※マイナンバーカードをお使いの方は、長浜市独自のサービス利用(証明書のコンビニ交付等)が利用できなくなります。新住所地で利用できるサービスについては転入時にご確認ください。 ※マイナンバーカードをお持ちで長浜市に本籍がある方は、事前に利用登録申請を行うことにより、全国のマルチコピー機のあるコンビニ等で戸籍証明書および戸籍の附票の写しを取得することができます。		
国民健康保険 に加入している方	被保険者証または資格確認書をお持ちの方はお返してください。 ※なお、修学・施設入所のため市外へ転出するときは、長浜市の窓口で手続きが必要となります。	新たに加入の手続きをしてください。	保険年金課 本庁1階 3番・4番窓口 65-6512
後期高齢者医療制度 に加入している方	被保険者証または資格確認書をお持ちの方はお返してください。	新たに加入の手続きをしてください。	保険年金課 本庁1階 3番・4番窓口 65-6527
福祉医療費受給券 をお持ちの方	受給券をお返してください。	制度によって必要書類が異なります。 手続方法を窓口におたずねください。	
介護保険被保険者証 をお持ちの方	被保険者証をお返してください。	窓口でおたずねください。	介護保険課 本庁1階 15番窓口 65-8252
介護保険要介護認定 を受けている方	受給資格証明書をお渡しします。 負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方はお返してください。	受給資格証明書を窓口へ提出してください。	

義務教育中のお子さま がおられる方	転出の旨を、学校へお知らせください。 「学齢児童・生徒異動届」を学校へ提出してください。 また、学齢児童・生徒の転出入等のご相談は教育指導課(本庁5階)へお問い合わせください。	転校手続きをしてください。 転入手続きの際、窓口でおたずねください。	教育指導課 本庁5階 65-8605
児童手当を 受けている方	転出されると長浜市での児童手当の支給は終了します。 児童手当の転出手続きに関するご質問、相談等はこども家庭支援課(本庁1階20番窓口)へご連絡ください。	申請手続きをしてください。 申請手続きに必要な書類に関しては、新住所地の担当課へおたずねください。	こども家庭支援課 本庁1階 20番窓口 65-6514
児童扶養手当 を受けている方	こども家庭支援課(本庁1階)へご連絡ください。	新住所地の窓口で児童扶養手当の住所変更手続きをしてください。 手続きに必要な書類に関しては、各市区町村へおたずねください。	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	〈県内市町へ転出される方〉 長浜市での手続きは不要です。 〈県外へ転出される方〉※療育手帳のみ 県外転出届出が必要です。 しょうがい福祉課(本庁1階)へご連絡ください。	転入届(住所変更)とは別に、手帳の居住地変更届をしてください。 担当窓口は各市区町村へおたずねください。	しょうがい福祉課
特別児童扶養手当 を受けている方	各手当について転出届出が必要です。 しょうがい福祉課(本庁1階)へご連絡ください。	転入届(住所変更)とは別に、特別児童扶養手当の住所変更届をしてください。 担当窓口は各市区町村へおたずねください。	本庁1階 21番窓口 65-6518
特別しょうがい者手当 しょうがい児福祉手当 福祉手当 を受けている方	各手当について転出届出が必要です。 しょうがい福祉課(本庁1階)へご連絡ください。	転入届(住所変更)とは別に、特別しょうがい者手当、しょうがい児福祉手当、福祉手当の住所変更届をしてください。 担当窓口は各市区町村へおたずねください。	